

「清須市行財政改革推進プラン」
(清須市第4次行政改革大綱)

～基本的な枠組み～

I 序論

1 プランの位置付け

本市では、2016（平成28）年12月に、2017（平成29）年度から8年間の行政運営の基本的な指針となる「清須市第2次総合計画」（以下「第2次総合計画」）を策定しました。

第2次総合計画では、長期的な視点に立って市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定めるとともに、その目標の実現に向けて、政策・施策・事務事業を最適に展開するための行政運営マネジメントの実行を図ることとしています。

この「清須市行財政改革推進プラン（清須市第4次行政改革大綱）」（以下「プラン」）は、行政運営マネジメントの基軸と位置付ける第2次総合計画に基づいた行政運営を推進し、第2次総合計画で掲げる将来像や7つの政策の実現を図るため、その下支えとなる行財政基盤の構築に向けた市の行財政改革の方向性を定めるとともに、必要となる具体的な取組項目を定めるものです。

第2次総合計画の概要

基本理念

- 安心** 災害や犯罪から生命・財産を守り、暮らしの「安心」を確保します
- 快適** 自然と共生しながら都市機能を更に高め、暮らしの「快適」を確保します
- 魅力** 市民の誇りと愛着をはぐくみながら、市の「魅力」を一層高めます
- 連携** 世代や地域、官民の枠を超えて、「つながり」を大切にします

将来像

水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市

7つの政策

- 政策1** 安全で安心に暮らせるまちをつくる
- 政策2** 子育てのしやすいまちをつくる
- 政策3** 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる
- 政策4** 便利で快適に暮らせるまちをつくる
- 政策5** 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる
- 政策6** 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる
- 政策7** つながりを大切にするまちをつくる

2 プランの期間

プランの期間は、第2次総合計画との整合を図り、次のとおりとします。

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間

第2次総合計画（基本構想）で掲げる将来像や7つの政策の実現に向けては、そのための手段である第2次総合計画（基本計画）の37の施策を着実に推進することが必要であり、その推進のために不可欠となる行財政改革の方向性等を定めるのがこのプランであるため、プランの期間については、第2次総合計画（基本計画）の後期計画期間とあわせることとします。

なお、2022（令和4）年度には、取組の進捗や市の状況、社会経済情勢などを踏まえて、中間見直しを行います。

【第2次総合計画とプランの計画期間】

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
基本構想	8年間							
基本計画	前期（3年間）			後期（5年間）				
プラン	第3次（3年間）			第4次（5年間）				
						見直し		

II 現状と課題

1 これまでの行政改革の取組状況

(1) 行政改革大綱等の策定

本市ではこれまで、総合計画を着実に実行するために必要となる、行政改革に取り組むための総合的な指針として、総合計画の基本計画と計画期間の整合を図りつつ、「清須市行政改革大綱（第1次～第3次）」を策定し、行政改革を推進してきました。

また、第1次及び第2次行政改革大綱では、基本目標や重点項目を定めた大綱と、大綱に即した具体的な取組項目や年度ごとの工程を定めた「集中改革プラン（第1期・第2期）」を策定し、第3次行政改革大綱では、行政改革の実行性をより高めるため、名称を「行財政改革推進プラン」として、行財政改革の方向性ととも、具体的な取組項目やその取組工程もプランに位置付けて、取組の着実な進捗を図ってきました。

[これまでの行政改革大綱等の計画期間]

	年 度												
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
行政改革大綱	第 1 次					第 2 次					行財政改革推進プラン (第3次)		
集中改革プラン	第 1 期		(延長)			第 2 期		(延長)					
総合計画	第1次(前期基本計画)					第1次(後期基本計画)					第2次(前期基本計画)		

(2) 行財政改革推進プラン（第3次行政改革大綱）の取組状況

2017(平成29)年度を始期とする行財政改革推進プラン(第3次行政改革大綱)では、第2次総合計画の基本構想で掲げる「行政運営の方針」を踏まえて、4つの「改革の方向性」と、それに即した8つの「重点改革項目」を定め、「具体的な取組項目」を体系的に整理しています。

[行財政改革推進プラン（第3次行政改革大綱）の財政効果額（2019年度を今後追加）]

第2次総合計画 行政運営の方針	第3次行政改革大綱 改革の方向性	第3次行政改革大綱 重点改革項目	財政効果額※ (2017年度～2018年度)
1 総合計画に基づく行政運営の推進	1 更なる市民サービスの向上	1 市民サービス提供体制の再構築	2,005千円
		2 民間活力の有効活用	—
2 持続可能な財政運営の推進	2 持続可能な財政基盤の確立	3 事務事業の再構築	54,731千円
		4 健全な財政運営	36,511千円
3 市民協働の推進	3 市が有する経営資源の効果的・効率的な活用	5 市有財産等の最適な管理・運用	9,944千円
		6 人材の有効活用と育成	—
	4 多様な主体との連携・協働	7 市民協働の推進	—
		8 官民連携の推進	11,422千円
財政効果額 合計(2017年度～2018年度)			114,613千円

※具体的な取組項目(26項目)を対象として、効率化等による歳出削減額、新たな財源確保等による歳入増加額を財政効果額として整理し、当該年度の取組効果が次年度の予算に反映されることから、毎年度、予算編成とあわせて算定を行い、進捗管理に活用。

(3) 行財政改革推進プラン（第3次行政改革大綱）の改革の方向性別の成果と課題

① 更なる市民サービスの向上

合併以来の懸案であった本庁方式への移行を契機として、窓口サービスをはじめとする各種市民サービスについて、子育て世代包括支援センターの設置やマイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入など、市民の利便性向上に資する取組を進めるとともに、質の向上に向けて、民間活力の導入を進めてきました。

今後、AIなどの新たな技術が進展する中、市においてもこうした技術の進展を最大限活用して、市民サービスの質の向上と行政運営の効率化を両立させていく必要があります。

また、民間活力が十分に活用されていない行政分野において、引き続きその活用の可能性と効果を多角的に検証しながら、積極的に導入していく必要があります。

重点改革項目	主な取組実績
市民サービス提供体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの設置 ・マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入（令和2年2月予定） ・介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係るコンビニ収納の導入
民間活力の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務に係る民間委託の導入検討 ・保育園の民営認定子ども園化に向けた準備

② 持続可能な財政基盤の確立

普通交付税の合併算定替が令和2年度をもって終了するなど、市町村合併に対する財政措置の終焉を見据えて、財政運営の持続可能性を確立するため、特別会計等を含む本市の今後の財政状況を的確に見通しつつ、受益と負担の適正化などを図りながら、健全な財政運営に努めてきました。

また、限られた経営資源を真に必要な分野に重点配分するため、第2次総合計画における政策と施策の体系的な整理に基づき、事務事業の目的と効果を検証しながら、事務事業の再構築に取り組みました。

本市の財政状況は、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増加等により、今後、厳しさを増すことが予想されるため、引き続き、事務事業の見直し・改善を進めるとともに、計画的に市債や基金を活用して持続可能な財政システムを構築し、健全な財政運営を行う必要があります。

重点改革項目	主な取組実績
事務事業の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価を活用した事務事業の見直し・改善の実施
健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・財政中期試算の結果を踏まえた財政運営の実施 ・公共施設使用料の定期的な見直し ・国民健康保険事業のあり方検討 ・下水道事業への公営企業会計の適用 ・下水道事業に関する経営戦略の改定

③ 市が有する経営資源の効果的・効率的な活用

第2次総合計画に基づく行政運営マネジメントを展開する上で、市が有する人材・資産・財源について、経営資源としての側面から積極的に捉え、その効果を最大限に発揮させるため、公共施設等総合管理計画に基づく取組を着実に進めるとともに、定員の適正化を図りながら、人材の活用と育成に努めてきました。

本市が保有する公共建築物の老朽化が進行する中、公共施設等における市民サービスを継続的に提供していくためには、引き続き、長期的な視点で公共施設の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に進める必要があります。

また、限られた職員数で質の高い市民サービスを継続するため、効果的・効果的な組織体制を構築するとともに、人材育成や働き方改革の推進により職員の持てる能力を最大限発揮できる環境整備を進めていく必要があります。

重点改革項目	主な取組実績
市有財産等の最適な管理・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの推進 ・統一的な基準による財務書類等の作成 ・広報紙への有料広告掲載の導入
人材の有効活用と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・業務量の適切な把握による定員の適正化 ・時間外勤務の縮減や休暇取得の促進など、特定事業主行動計画の目標実現に向けた取組の実施 ・人事評価制度の適正な運用

④ 多様な主体との連携・協働

市町村合併による清須市の誕生から13年目を迎える中、これまで築き上げてきた新市の一体感をより深めながら、市の総合力を高めていくため、「自助・共助・公助」の考え方のもとに、市が真に果たすべき役割を常に問い直しつつ、市民・団体・企業等、多様な主体との連携・協働を促進し、地域一丸となった公共サービスの提供体制の構築に努めてきました。

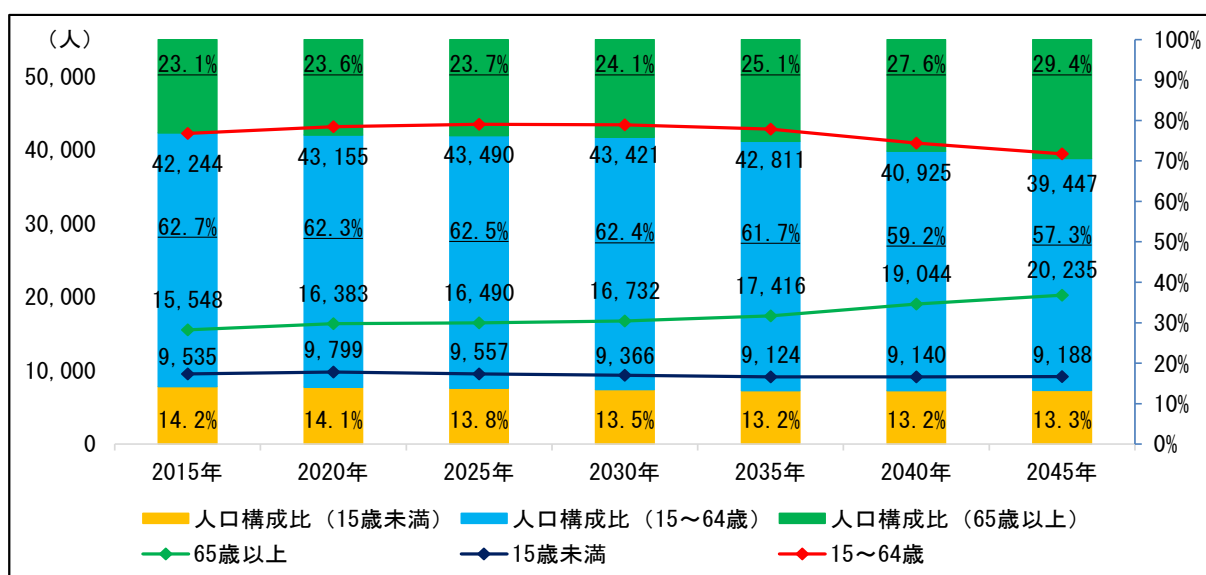
引き続き多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するため、市民活動団体の活動の活性化を促進し、多様な分野において市民協働型の事業展開を図りながら、市民協働の推進に取り組むとともに、市内企業や大学が有する様々なノウハウや資源を行政運営に生かしていくため、産学官民連携の推進に取り組む必要があります。

重点改革項目	主な取組実績
市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の活動等に係る情報を広報紙で発信 ・市民協働指針の副読本として、市民参加・市民協働を推進する意義やその進め方等に関するハンドブックを作成 ・市民協働を推進するため、企画政策課内に市民協働係を設置
官民連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度の協賛企業の拡大

2 市を取り巻く環境の変化

本市ではこれまで、行政改革大綱等に基づいて、限られた経営資源を最大限に活用し、社会経済情勢の変化に対応した行政サービスの提供に努めてきましたが、今後の市を取り巻く環境の変化を見据えると、市の人口は2025（令和7）年をピークに減少局面を迎えるとともに、2015（平成27）年に23.1%であった高齢化率は、全国的に高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年には27.6%、その後2045（令和27）年には29.4%まで上昇することが見込まれています。

[清須市の年齢3区分別人口の見通し]



また一方で、IoT、ロボット、人口知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進む中で、国においてはSociety5.0※という新たな社会の姿の実現を目指としています。

本市においても、こうした技術の進展を最大限に活用して、行政サービスの質の向上を図るとともに、行政運営の効率化を両立させていくことが必要です。

※サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

加えて、SDGs※の推進や、働き方改革の推進など、市を取り巻く大きな環境の変化にも留意しながら、将来にわたって持続可能で質の高い行政サービスを提供していくための体制を構築していくことが必要です。

※2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。世界共通の目標で、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど多岐にわたる17の目標と、169のターゲットが設定されている。

Ⅲ 改革の方向性

これまでの本市における行政改革の取組を踏まえるとともに、本市の行財政運営を取り巻く環境の変化に鑑み、第2次総合計画（基本構想）で定める「行政運営の方針」との整合性を確保しつつ、今後の本市の行財政改革の方向性を次のとおり定めます。

方向性① 将来にわたって質の高い市民サービスを提供する

市を取り巻く環境の変化にあわせて、AIなどの新技術や民間活力、人材を有効活用することにより、将来にわたって質の高い市民サービスの提供を目指します。

方向性② 持続可能な財政基盤をつくる

第2次総合計画を核とする行政運営マネジメントにより、限られた経営資源を、真に必要な分野に重点配分し、効果的・効率的に活用するとともに、新たな財源確保などにより、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

方向性③ 多様な主体との連携・協働を推進する

「自助・共助・公助」の考え方のもとに、市が真に果たすべき役割を常に問い直しつつ、市民・団体・企業等、多様な主体との連携・協働を促進し、地域一丸となった公共サービスの提供体制の構築を目指します。

第2次総合計画（基本構想）の「行政運営の方針」

1 総合計画に基づく行政運営の推進

行政運営マネジメントの基軸と位置付ける総合計画に基づいて、行政運営を進めることを原則とします。

2 持続可能な財政運営の推進

市町村合併に対する財政措置（普通交付税の合併算定替、合併特例債の発行など）の終焉等を見据えて、政策と施策の体系的な整理に基づき、事務事業の効果を検証しながら継続的に見直しを行い、真に必要な分野に経営資源を重点的に配分するとともに、新たな財源確保や、長期的な視点に立った公共施設等の維持管理・更新に係る財政負担の軽減・平準化に取り組むなど、持続可能な財政運営を進めます。

3 市民協働の推進

多様化・高度化する市民ニーズへの対応と、新市の一体感の醸成を図るため、これまでも様々な行政分野において、様々な形で市民との協働によるまちづくりを進めてきました。これまでの取り組みの継続に加えて、情報発信力の強化や交流の拠点づくりなどに新たに取り組み、市民協働の更なる推進を図ります。

IV 重点改革項目と具体的な取組項目

- 「Ⅲ 改革の方向性」に即して、今後5年間で重点的に取り組むべき行財政改革の項目を「重点改革項目」として定める。
- また、「重点改革項目」のもとに、具体的な行財政改革の取組内容を「具体的な取組項目」として定め、取組を体系的に整理する。
- 「具体的な取組項目」については、当該取組に係る現状と課題を踏まえて、具体的な取組内容を定めるとともに、中間見直しを行うまでの3年間の工程を整理し、計画期間中の着実な改革の推進を図る。

～「重点改革項目」と「具体的な取組項目」（案）～

※**新規**は新たな取組項目

方向性 ① 将来にわたって質の高い市民サービスを提供する

■重点改革項目1 新技術の有効活用

[具体的な取組項目]

- (1) 新技術を活用した市民サービスの導入**新規**
- (2) 新技術を活用した業務の効率化**新規**
- (3) マイナンバーカードの利活用の推進

■重点改革項目2 民間活力の有効活用

[具体的な取組項目]

- (4) 指定管理者制度の拡充
- (5) 公共サービスの民間委託化・民営化

■重点改革項目3 人材の有効活用

[具体的な取組項目]

- (6) 効率的・効果的な組織体制の構築
- (7) 人材の確保と育成
- (8) 働き方改革とワークライフバランスの推進

方向性 ② 持続可能な財政基盤をつくる

■重点改革項目4 事務事業の再構築

[具体的な取組項目]

- (9) 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善
- (10) 物品契約の最適化^{新規}
- (11) 業務カイゼン提案運動の見直し・改善^{新規}
- (12) 公共施設等の予約方法のあり方検討^{新規}
- (13) 情報システムのクラウド化

■重点改革項目5 健全な財政運営

[具体的な取組項目]

- (14) 財政中期試算を踏まえた財政運営
- (15) 公共施設使用料の適正化
- (16) 国民健康保険事業の運営のあり方検討
- (17) 経営戦略を踏まえた下水道事業の運営

■重点改革項目6 市有財産等の最適な管理・運用

[具体的な取組項目]

- (18) 公共施設マネジメントの推進
- (19) 市有財産等を活用した自主財源の確保

方向性 ③ 多様な主体との連携・協働を推進する

■重点改革項目7 市民協働の推進

[具体的な取組項目]

- (20) 市民活動団体への支援
- (21) 市民協働による事業の推進
- (22) 市民の市政参画の促進^{新規}

■重点改革項目8 産学官民連携の推進

[具体的な取組項目]

- (23) 市内企業・大学等との連携推進
- (24) オープンデータ化の推進^{新規}